平成２８年（フ）第７７号
千葉県佐倉市上志津1656番地56　第二中村ビル３Ｆ
破産者　河端　一孝
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２７４号
和歌山県紀の川市桃山町調月2506番地
破産者　株式会社興和不動産開発
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６７号
茨城県笠間市小原421番地１
破産者　有限会社茨城出版販売
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
千葉県八街市文違59番地146
破産者　白木　政久
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１１２号
（登記簿上の住所）横浜市西区みなとみらい２丁目２番１号横浜ランドマークタワー
破産者　株式会社セル・ホールディングス
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５２５号
埼玉県富士見市羽沢１丁目21番15号
破産者　有限会社創美
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４２０号
名古屋市瑞穂区塩入町17番９号
破産者　株式会社中村組運輸
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２７号
愛知県西尾市城崎町４丁目38番地ハイデンス伊代102
破産者　株式会社髙木総研（旧商号株式会社ＮＧＳ）
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９２３号
名古屋市中区錦２丁目11番１号
破産者　有限会社クリエイトワークス
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２１号
広島県廿日市市原1869番地
破産者　株式会社公善社
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
愛媛県四国中央市川之江町2529番地209
破産者　高橋運輸倉庫株式会社
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３２４号
鹿児島県鹿児島市真砂町74番１号
破産者　有限会社義建工務店
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３５号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目11番１号
破産者　株式会社九州エコライフ
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
北海道帯広市西15条南９丁目４番地
破産者　有限会社ほくしんふーず
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２９３号
京都市伏見区塩屋町222、商業登記簿上の本店所在地京都府久世郡久御山町森村東233番地１
破産者　有限会社禄登
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８２号
京都市西京区嵐山上海道町９番地７
破産者　ウェビングサポート株式会社
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２２９号
栃木県鹿沼市東町３－４－30、開始決定時の住所栃木県鹿沼市松原２丁目123番地
破産者　板橋　　貴
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１９２号
東京都港区海岸１丁目２番20号、旧本店所在地福岡県福岡市中央区渡辺通２丁目１番82号
破産者　Ｇｌｏｂａｌ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｊａｐａｎ株式会社（旧商号ロハス電力株式会社）
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７０号
東京都世田谷区池尻３丁目21番28号
破産者　株式会社インデックス
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３８号
名古屋市中区千代田３丁目13番地
破産者　株式会社ワイド
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７号
三重県松阪市大黒田町1834番地　アネックス虹Ｅ棟203号室、前住所三重県度会郡大紀町錦354番地31
破産者　大西　広海
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部